

外国人介護留学生受入支援事業費補助金 令和7年度からの改正（案）

事業内容

介護福祉士資格の取得を目的とする留学生を支援し、介護職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減し、外国人介護人材の確保を促すため、施設等が行う奨学金等の一部を補助するもの。

改正趣旨

介護人材は令和8年度には1,645人不足するとされていることから、新たな支援の実施や既存支援の充実により留学生及び介護職員の確保を拡大する必要がある。

本改正により介護福祉士を目指す留学生のさらなる確保に向けて受入活動を充実させたい。

◎令和7年度からの改正点

- ・ 留学生1人につき年額200,000円としていた上限額を撤廃する

	補助上限額（留学生1人につき年額200,000円）			補助対象期間
	対象経費※ ¹	基準額	補助率	
日本語学校	入学金、学費等	年額600,000円以内	基準額の 1/3	1年以内
	居住費などの生活費	年額360,000円以内		
介護福祉士 養成施設	入学金、学費等	年額600,000円以内	基準額の 1/3	正規の修学 期間※ ³ (2年以内)
	入学準備金	200,000円以内 (1回限り)		
	就職準備金	200,000円以内 (1回限り)		
	介護福祉士試験受験対策費用	一年度40,000円以内		
	居住費などの生活費※ ²	年額360,000円以内		

※1・・・補助対象期間中に要するものと知事が認めるもの

※2・・・民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱水費等日常生活上で断続的に発生する経費（学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。）

なお、受入介護施設が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、年額240,000円まで基準額の加算を行う。

※3・・・病気等の真にやむを得ないと知事が認める事由により留年した期間中については、修学期間を含めることができる（ただし、補助対象期間は2年以内とする。）